

温対法に基づき、市町が定める「促進区域」の設定に関する基準を **県の環境配慮基準** として定める。

◎ 再エネ導入を促進する区域を適切に設定するための基準

✕ 再エネ導入を制限する区域

### ◆ 温対法改正の背景

地域の脱炭素を実現するためには、**地域の裨益につながる再エネの活用**が重要であり、環境への配慮を踏まえた**地域の課題解決に貢献する再エネの活用**を目指す「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みが地方公共団体実行計画制度において創設された。

### ◆ 温対法に基づく促進区域制度

**関係者との合意形成**を図ったうえで、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域「**促進区域**」を市町が設定

#### 「促進区域」の設定に対するメリット

- ・環境に配慮した適切な再エネの立地誘導が促進される。
- ・促進区域内において再エネ導入を進める事業者が行う手続きが簡略化される。
- ・国からの支援制度(重点対策加速化事業など)において優遇措置される。 など

### ◆ 「促進区域」設定の流れ

国 全国一律の**環境配慮基準※**の策定  
 県 地域の実情に応じた**環境配慮基準※**の策定

市町 国や県の環境配慮基準を踏まえ、**関係者との合意形成**を図ったうえで「促進区域」を設定

#### ※ 環境配慮基準によって「促進区域」から除外すべき区域等を設定

##### 国や県が定める除外すべき区域

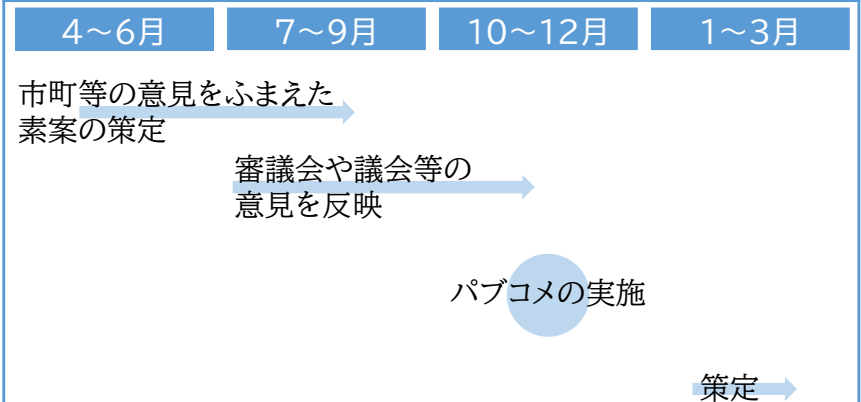
- 自然環境保全地域
- 国立公園の特別保護地区
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 など

##### 国や県が定める考慮すべき区域・事項

- (考慮すべき区域)  
生息地等保護区の監視地区  
砂防指定地 など
- (考慮すべき事項)  
希少種の生息・生育への支障  
騒音など生活環境への支障 など

#### 県 環境配慮基準 策定スケジュール案

令和5年度



## 他都道府県の検討状況

- ◆ 策定済み : 16都道府県  
(対象とする施設の種類)  
太陽光発電:16都道府県 風力発電:11都道府県  
地熱発電 :1都道府県 バイオマス発電:5都道府県  
中小水力発電:3都道府県

- ◆ 今年度策定予定 :19都道府県

- ◆ 策定予定なし等 :12都道府県

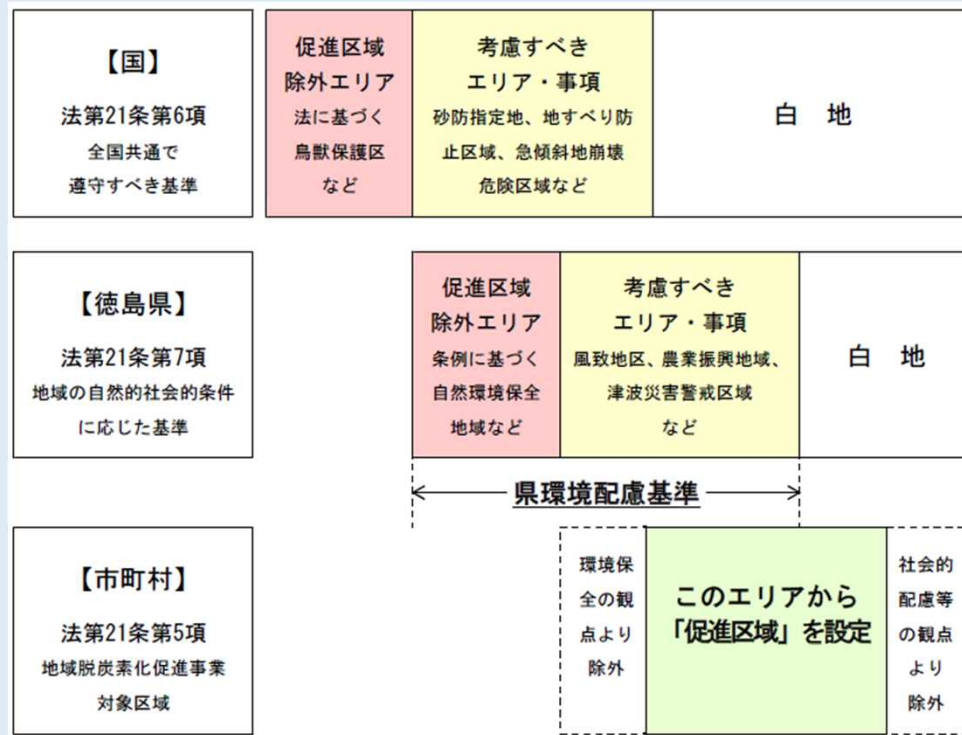
### 環境配慮事項

- 自然環境(国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等)
- 景観保全(重要伝統的建造物群保存地区、風致地区、遍路道等)
- 農地の保全(農地法等)
- ため池の保全(農業用ため池の管理及び保全に関する法律等)
- 保安林(森林法等)
- 土砂災害防止(土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)
- その他環境配慮に必要と認められる事項(津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等)

※アンダーラインは、徳島県独自の特徴的な環境配慮事項

(参考事例)徳島県(太陽光発電:令和4年7月策定)

### ～徳島県 環境配慮基準の位置づけ～



## 県内市町の検討状況

- ◆ 設定済みの市町
  - ・米原市(令和5年3月設定)  
 促進施設の種類および規模 : 太陽光発電(約3,200 kW)  
 対象となる区域 : 米原駅周辺民生施設群(脱炭素先行地域選定地域の一部)

- ◆ 検討中の市町
  - ・大津市、近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市

※いずれも太陽光発電に関して検討

(令和4年12月アンケート調査結果より)